

令和8年 第3回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和 8 年南会津町議会全員協議会会議録目次

6 月 1 9 日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
県立南会津病院小児科における診療体制の変更について	4
財産取得議案の追認について	9
◎閉会の宣告	1 5

令和8年第3回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和8年6月19日（金曜日）午前11時30分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 県立南会津病院小児科における診療体制の変更について
 - (2) 財産取得議案の追認について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 橋 一 成	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	遠 藤 知 樹	総 務 課 長
佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 長	藤 澤 奈々恵	総 合 政 策 課 広 報 情 報 係 長
廣 野 友 一 郎	住 民 生 活 課 長	大 竹 政 範	健 康 福 祉 課 長

近 藤 美 和	健 康 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 健 康 増 進 係 長	鈴 木 秀 和	学 校 教 育 課 長
阿久津 勝 英	舘 岩 総 合 支 所 長	星 克 之	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開会 午前 11 時 30 分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

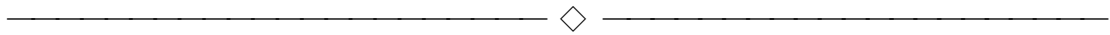
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和 8 年第 3 回南会津町議会全員協議会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第は、お手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折にもかかわらず、また、本会議に引き続きお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、2 点についてご説明をさせていただきたいと思います。

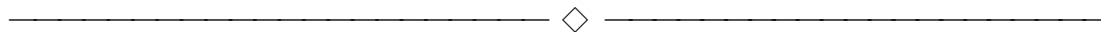
まず、1 点目の県立南会津病院小児科における診療体制の変更についてであります。現在、南会津病院の小児科は、常勤医師を中心とした診療が行われておりますが、県病院局より、10 月から非常勤医師による診療体制に変更になるとの方針が示されたことから、その状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

次に、2 点目であります。財産取得議案の追認についてであります。

本議会定例会に議案として提出している財産の取得の追認についての提案理由で申し述べさせていただきましたが、過去に行われた 13 件の賃貸借契約が、議会の議決に付すべき財産の取得に該当することが判明したため、その概要についてご説明をさせていただきたいと思えます。

以上 2 つの項目について、具体的な内容については、それぞれ担当課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 県立南会津病院小児科における診療体制の変更についてを議題とします。

説明をお願いします。

健康福祉課課長補佐。

○近藤美和健康福祉課課長補佐兼健康増進係長 健康福祉課課長補佐兼健康増進係長の近藤美和と申します。

私のほうから、資料1に基づき、県立南会津病院小児科における診療体制の変更について説明をさせていただきます。

現在、県立南会津病院の小児科の診療体制は、常勤医師1名と県立医大から派遣されている非常勤医師により、月曜日から金曜日まで診療が行われております。時間外と休日は、宿日直の医師により対応されており、小児科常勤医師も当番に当たるときは対応されております。

今回、県病院局より、県立南会津病院小児科の診療体制の変更について、町に情報提供がありました。その内容は、資料の中段、10月以降の診療体制（予定）に記載のとおりです。

まず、常勤医師の配置はされず、竹田総合病院と県立医大から派遣される医師が月曜日から金曜日まで非常勤医師として診療に当たられること、時間外と休日は従来どおり宿日直の医師による対応となることは変わりませんが、派遣される医師は対応されないとのことです。

なお、現行と変更後の詳しい診療体制につきましては、表をご覧ください。

今回、小児科の常勤医師の配置が変更となる理由につきましては、県病院局からは、全国的にも全県的にも小児科医師が不足しており、新たな医師を確保することができず、常勤医師の配置調整ができなかったためと伺っております。

今後の県の対応といたしましては、8月より竹田総合病院より医師が派遣され、患者の引継ぎや病院間の関係強化を図っていく予定とのことです。また、県立南会津病院から地域住民への周知は、院内掲示や病院のホームページで行うとのことです。

以上、県立南会津病院小児科における診療体制の変更についての説明となります。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ただいま大変簡潔明瞭に説明いただいたので、私からも簡潔明瞭に、一つだけ質問させていただきますが、何となくですけれども、人口減少が進んでいく、あるいは、その中で就業人口が減り、さらには小児科対象数が減っていくと、こういうことなんだろうと思うんですが、ここで、全県的にも小児科医が不足しているということが明記されますが、これまでは常勤医師が、いわゆる3日間配置されていたんですけれども、常勤されていた時点と現在、非常勤になる場合の条件というか、対象者の数とかそういったものが、何か県では基準があるのか教えてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

病院局のほうから打信があって、私としては、南会津病院の医療の弱体化につながるので承服できませんというお話を申し上げました。今、議員から言われたような明確な数字についての説明は受けておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 卵が先なのか鶏が先なのかという話がよくありますけれども、現状を見た場合に、対象者、いわゆる小児科数が、受診をする数が少なければ、当然そこには経費負担というもののしかかってくるわけですから、それがあります。

しかし、まちづくりというか、町のこれからの政策展開をしていく上で、そこに常勤医師がいるかないかというのは、大きなよりどころの違いができてくるわけですね。

ですから、県がどう捉えるかというのは県の問題でしょうけど、これは執行部だけではなくて、もちろん議員含めて、町民挙げてこういう傾向は止めて、そして、南会津町はこれから、つまり若い人たちが住み、そして親から子へつなげる町にするんだと、こういう意気込みでやるべきだと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員からお話をいただきましたが、私もまさにそのとおりだと思っております。

私も県立病院の事業評価の委員会の委員になっております。当然、県立病院ですから、南会津病院、さらには宮下病院等々、県内にある病院の所管をする、意見を申し述べる場でございます。

このときには、この席では、やはりこの地域の人口が減ったとしても、医療体制の充実というのは生活の根幹に関わる部分であるというふうに強く意見を申し上げ、さらには、若い人からの声として、医療の充実、脆弱さが住む場所を選ぶというような厳しい内容にもなっていますということを、これまでも委員会の中で発言をしてきたところでございます。

これまでも議員の皆さんと共に、県立南会津病院の医療の充実について、小児科以外の常勤医師の配置をお願いしたいというようなことで、郡を挙げてこのような取組をしてきたところ、今回、県全体の小児科医の配置というような理由の下に、南会津病院の小児科が非常勤になるということについては、私としては承服できないというようなお話をさせていただきました。

さらに、郡内のほかの町村長にも、同様の説明をしていただきたいというようなことで、4町村長とも、承服できる話ではないというところの共通認識は持っているところでございます。

しかしながら、最終的には福島県の判断で、今回、最終的にそのような結論に至りましたという説明を受けたことから、今回、急遽ではございましたが、議員皆さんの全員協議会をお願いをして、説明しているところでございます。

今後、これらの対応について、南会津郡全体としてどうしていくのかについては、それぞれの構成自治体と相談しながら対応を決めていきたいと、このように思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今回、6月から診療報酬も改定されて、医療関係従事者等の待遇も改善されてきていますので、ここはタイミング的には、確かに県の事情もあるんでしょうけど、しっかりとここを歯止め、いわゆる防波堤をつくって、何とか継続して常勤で配置できるように、お互いに立場は違いますが、最大限の努力を図っていく、こういうことで共通認識

を持たせていただきましたので、私の質問はこれで終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今回は、常勤がなくなって、全て非常勤と宿日直という、一覧表を見てみると、そういうような表示になっているんですが、外来が5,183名、入院が101名というような形なんです、この入院の方はどのような体制になるのか。そういうのは、事務方では聞いておりますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 答えいたします。

入院の患者の方につきましては、軽い症状の方につきましては、まず南会津病院のほうで症状を伺って、より高い治療が必要だというふうに判断される場合は、会津若松市内の病院で入院等の手配ができるように調整を進めているとお聞きしています。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今後も入院はやるというような答弁、回答にはなっていないんですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 答えいたします。

入院につきましては、常勤医師が配置されていないということで、難しいということでお聞きしております。

○山内 政議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私のほうからは、地域住民への周知の方法ということで伺いたいと思います。

南会津病院から院内掲示や病院のホームページということなんですけれども、町としても、やはり周知をすべきではないかなと考えますけれども、広報紙とかホームページで周知してはと考えますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 答えいたします。

小児科の診療体制の変更につきましては、子育て世代に対して、非常に関心の高いところに

なりますので、町のほうでも、どのような形で広報に協力できるかということで、情報をいただきながら、広報紙やホームページ等での周知を検討していきたいと思います。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 私のほうからは、小児科の常勤医配置が変更となる理由の部分で、ちょっとお聞きしたいんですけども、理由としては小児科医不足が、これが一つだけ挙がっているわけなんですけども、そうしますと、すごく単純に考えて申し訳ないんですが、なかなか改善の決定打というのはないと思うんですけども、小児科医をほかに見つけることができれば、また配置が可能になるというような、そういうレベルの問題ではないんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

古川議員が言われるように、これが一時的なものなのか、恒久的なものなのかというふうに、私のほうからお尋ねをしました。今回については、県全体の調整の中なので、ご理解いただきたい。しかし、これが恒久化されるということは、私は承認できませんよというふうに申し伝えておりますので、南会津町の首長としての考え方は県のほうに伝わっていると、このように認識をいたします。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 では、ちょっとその辺の仕組みについて、分かる範囲で教えていただければと思うんですけど、県の病院局からの情報ではということなんですけど、県内の県立病院の医師の配置について、どこかで決める機関があって、それが定期的な見直しをしていく中で、今回、南会津病院から、常勤医師を配置せずに非常勤でというような判断になったのかどうか、その辺の仕組み、医師の配置の仕組みという部分について、もし分かる範囲で教えていただければと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私もその辺、詳しくはないんですが、福島県立医大、ここが非常に大きな、医師と、それから県内の地域における医療提供のところを調整している機関だというふうに認識しております。そして、県の組織としては、福島県病院局というところが、その調整で行われている。

ですから、福島医大と病院局との協議の中で、このような案が出てきたのかなと、このように認識しているところであります。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 そういった見直しというのは、定期的に行われているのか、それとも不定期で、何となくといったら、そういうことはないと思うんですけども、集まって、ちょっと足りないから、じゃここから減らすかというような、そういう流れなのか、そういった部分というのはいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今お尋ねいただきました件については、私はちょっと掌握しておりません。

○山内 政議長 ほかに質問、ご意見等ございませんか。

6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今回、時間外と休日の対応をされる体制が変わると、小児科の方がいらっしゃらなくなるということで、土曜日とかであれば、あっちの個人医院の方のやっている病院もありますので、そのあたり、町としまして、今後、やっぱり時間外は正直厳しいかと思うんですが、土曜日の対応ですとか、そのあたりを町の個人医院の方と連携をしてといいますか、今後の対応をどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えいたします。

町内の小児科につきましては、専門医の方は南会津病院のみになっておりますので、一般的な風邪の症状とか、そういう内科のほうで診られる症状につきましては、当然ながら開業医の先生方にもご協力いただきながら、診療はできるかなというふうに思っております。

町としましても、医療機関の先生方と協議の場を持っておりますので、その中で、今回の事態に対する対応等についても、いろいろとご協力、あるいは意見等をいただいきたいと思っております。

○山内 政議長 ほかに質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（１）県立南会津病院小児科における診療体制の変更についてを終わります。

次に、（２）財産取得議案の追認についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 総合政策課長の佐藤隆士です。

私からは、財産取得議案の追認について説明をさせていただきます。

資料２－１をご覧ください。

本件は、予定価格が700万円以上の財産の取得については、地方自治法第96条第１項第８号並びに南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決に付さなければなりません。が、賃貸借契約のうち、割賦販売と等しいと認められる契約について、議決を経ずに契約をしていた事案が判明したことから、財産取得議案の追認の議決を求めるものとなっております。

町といたしましては、当該契約は賃貸借契約であることから、財産の取得には当たらず、議会の議決は不要であると認識をしておりました。しかしながら、今回、公共施設ＬＥＤ照明器具の賃貸借契約を締結するに当たり、議決の可否を確認したところ、他自治体で同様の契約において、財産の取得に係る追認の議案を求めた事実が確認されました。

そこで、過去の事案について、改めて精査いたしましたところ、今回追認を求める13件について、賃貸借契約であっても、実質的には財産の割賦販売による買い入れと解釈するのが適当であると判断したものです。

本来、議会に付すべきであった案件の内容等につきましては、資料２－２のとおり、システム機器やサーバー、端末などの賃貸借（リース）契約13件となっております。

今回の事案が発生した原因であります。先ほども申し述べましたとおり、賃貸借（リース）契約であっても、賃貸借期間終了後に町に無償譲渡する場合には、割賦販売と等しいと認められる契約となり、財産の取得に当たるものとして、議会の議決が必要になるという認識が欠如していたためであります。

必要となる対応についてであります。当該13件の財産の取得は、議会の議決を必要といたしますので、本定例会の財産取得の追認の議案を提出させていただきました。

今後は、契約に係る法令等を再確認するとともに、課内及び庁内の認識の共有やチェック体制の強化を図るなど、再発防止に努めてまいります。

財産取得議案の追認についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

９番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 まず初めに申し上げておきますけど、人には誰でも過ちや、あるいは欠落することがあります。これはこれで、やはり容認していかなくちゃいけないものだとは思っている。

それを前提にお話をしますが、あまりにも町、いわゆる公的な機関に勤務する職員という人として多過ぎる。ここに再発防止についてと書いてありますけれども、これ常套句になっていて、何か白々しい感じすら受けるんですね。

でも、間違いは間違いだから、こういうふうに表現するしかないんでしょうけども、一つ質問したいのが、欠如の原因、これを具体的に、これは期間を見ると、正味約8年間ぐらいかかっているんですが、誰も気づかないというか、そういうシステムの的にちょっと欠陥があるのかどうなのか、その原因はどういうふうに認識しているか教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

先ほども申しましたとおり、契約そのものは賃貸借契約であって、期間満了後につきましては、基本的に機械を破壊して処分をしておりますので、といったところから、財産の取得というところには当たらないというふうにこれまで認識していたのが、一番の大きな原因だというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 目の前に出現する契約というのは、確かにそういう契約なんだろうと思う。

しかし、最終的に無償譲渡されるということは、物はそちらのほうに所有が移るということですから、それは割賦販売、いわゆる月賦販売といいますか、月ごとに決めていって、支払いをしていって、自分のものになるというのと一緒ですね。

ですから、法的な解釈をしたり、あるいは規則を解釈するときには、法的な文面だけを見るのではなくて、法の中に、規則の中に、どういう精神が組み込まれているのかという精神論まで、それぞれ話し合わないと、そこで理解していくと、今日の前に現れた契約書だけでなく、その次の段階、あるいは最終段階の様子が、あれっ、ちょっとおかしいんじゃないの、いや、これはこうなんじゃないのという疑問が出てくるんですね。

それは、全員にそれを求めるとしても難しいんですけど、やはりこれは、そういう部署というか、そういう法令とか規則とか、そういったものを機能して、職員がそのところを通ってくると、いわゆる安心感を持って、いろいろ業務を遂行することができる、そういうセクショ

ンをつくる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 ここで、議長から申し上げます。

間もなく昼食休憩になりますが、引き続いて協議を進めたいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、答弁のほうをお願いします。

総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

そういったセクションをつくるべきだろうというご意見ですが、今のところ、総務課がその役割を果たすべきなんだろうというふうに考えております。

ただ、今の体制で、それが十分に機能しているのか、ちゃんとチェックが働くのかというのは、検証しなくてははいけませんので、ご意見いただきましたので、戻りまして内部で、こういった在り方がベストなのか、検討させていただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 これは、いわゆる担当課長とかが即結論を出す、あるいは結論を出せる問題ではないと思いますので、ぜひ今後、いろんな意味で、創意工夫を図りながら前に進めていただきたいと思います。

というのは、やっぱり町というか、いわゆる公共団体、地方自治体というのは、これはやっぱり地域住民からすると、非常に信頼性が高くなくてはいけないんですよ。

いろんな事故・災害が発生しますが、それは前兆があるんですね。道路工事の場合もそれにそうですけど、大きな事故にいきなりなるわけではないので、こういうことが前兆として、次につながらないようにしていただきたい。

そこで、一つだけ意見を申し上げて終わりにしますが、人には必ず得意・不得意があるんです。それから、もう一つは、能力の差もあります。でも、あれもこれもという、非常に広範にそれを考えながら、実行しながらというのは、なかなか人間1人の能力としては、十分に備わっているかという、私は疑問だと思うんですね。

ですから、専門性を高めながら、そこと関係ないところで、自分の能力をしっかりと発揮していく、こういうことを今後、ぜひ前向きに検討していただきたいと、このことを申し上げて、質問を終わります。

○山内 政議長 そのほかに、質問、ご意見等ございませんか。

2 番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 資料2-1の中の2であります、真ん中ほどに、賃貸借期間終了後に町に無償譲渡する場合にはということの中で、2-2の中で13件、あるわけですが、これが終期、契約期間終わっているものの中にあるわけですが、また、今後の期間のあるものもあるわけですが、それらは全て13件とも全てなのか、終了してからという、終期ということであっているわけなんです、その辺はどういうふうに理解したらよろしいんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

終期につきましては、契約期間の満了日となりますので、町が財産を取得する日は契約満了日の翌日ということで考えておりますが、そのような答えでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから答え申し上げます。

本来であれば、契約後、無償譲渡で財産を取得するという事になれば、その時点で契約をしなくてはならない。今回、それを怠っていたので、追認の承認をいただきたいというものでございます。

今議員が言われた、既に終わっているもの、それから、まだ契約が続いているもの、本来であれば、最初の契約の時点で議会の承認を得なくてはならないということで、終わっているものと継続しているものもありますが、それらについては遡って、まとめて13件、議会の追認を求めると、このようにご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 リース関係について教えていただければと思うんですけども、今回、この一覧表を見ますと、契約年月日が、平成30年からのものが一番古いようになっているんですけど、リースでいろんな事務機器とか、そういったものを運用していくというスタイルは、これよりももっと古い昔から行われてきたかなとは思いますが、平成30年よりも以前のリース契約の中で、こういった事例というのはなかったんでしょうか。

○山内 政議長 係長。

○藤澤奈々恵総合政策課広報情報係長 答えいたします。

この無償譲渡要件をつけたのが、平成30年の戸籍システム機器一式という契約からというのをはっきりと覚えておりますので、それ以前も一応、念のため調べましたが、ここからの項目、無償譲渡要件を追加したということで、戸籍システム機器一式からという認識でおります。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 承知しました。

もう一点なんですが、全てお答えしてもらわなくてもいいんですが、大体、コンピューター関連というかOA機器、OAシステムが、このところに挙がっているんですけど、これの耐用年数とか運用年数というのはどのぐらい、大体でいいんですけども、大体どのぐらいというふうに見積もっているのか、あるいは、それはないのかどうかというのはいかがですか。

○山内 政議長 係長。

○藤澤奈々恵総合政策課広報情報係長 お答えいたします。

OA機器の耐用年数としましては、おおよそ5年ぐらいと言われています。そのほかに、業者のほうで保守できる期間というのが様々ですので、おおむね大体5年間は、どの業者でも保守できるというような考えで、耐用年数は5年とさせていただいています。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 じゃ最後に、そうしますと、大体5年ぐらいの経過を見て、そろそろ更新時期だなというところで、新しいシステムの導入に更新していくという、そういう流れで来ているということよろしいですか。

○山内 政議長 係長。

○藤澤奈々恵総合政策課広報情報係長 お答えいたします。

その認識で問題ないと思います。

○山内 政議長 そのほかございませんか。

14番、高橋一成君。

○14 番 高橋一成議員 ほかの自治体さんの追認を見て発覚したということよろしかった、ではなくて。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

まず、総務課の担当者が契約事務を進めていくに当たって、最終的に町のものになる、ここでリース契約であっても財産の取得になるんじゃないかという、ちっちゃな疑問が生まれたわけですね。ここで、その疑問をそのままにしないで、インターネット等で調べたところ、追認の議案を見られた。あわせて、町村会の法制執務を支援している、そういう制度があるんですけども、そこに問い合わせたところ、財産の取得になるということが分かったということでございます。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 この契約相手方先に関しては、随時こういう仕事をしていると思うんですが、その方々は、割賦販売だという認識はしていないで、町でやっていた。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 業者さんにつきましては、そちらのほうまでは知らないといいますが、行政内での手続、こういったものが何かというの、知識はなかったんだろうなというふうに思っております。契約事務を行う際に、これは議決が必要ですよとか、そこまでのアドバイスといいますが、そういったことはなかったというふうに思っております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 ということは、今後は何かやるときに、ほかの、全てなんですけど、これは議決が必要だとか、そういうのを業者の方と、いろんな場面ですり合わせておくことが必要なのかと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

業者の方とのすり合わせというよりは、我々がその知識を重層化していくといいますが、そういったものはこういう制度に係るんだよ、こういった、見在目リースで賃貸借であっても、財産の取得に当たるんだよと、そういったところの知識を深めていく、そういった作業が必要になってくるというふうに思っております。

○山内 政議長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（２）財産取得議案の追認についてを終わります。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、議題は全て終了しました。

これもちまして、令和８年第３回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時１０分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政